

中川病院 指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人中川病院が開設する中川病院(以下「事業所」という)が行う、指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等が出来るよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成すると共に、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 中川病院
- 二 所在地 松山市南梅本町甲58番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名(病院と兼務)
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日又は営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日および12月30日から1月3日までを除く
- 二 営業時間 月曜日から金曜日までは、午前8時30分～午後5時30分
土曜日は、午前8時30分から午後12時30分
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 1 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の通りとする。

- 一 利用者の相談をうける場所
事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - 二 使用する課題分析表の種類
利用者の状況を勘案し、居宅サービス計画ガイドライン方式を使用する。
 - 三 サービス担当者会議の開催場所
事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
 - 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度
月1回を目安とし、必要に応じて訪問するものとする。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松山市（島嶼部及び旧北条市除く）・東温市・砥部町（旧広田村を除く）の区域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第8条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(緊急時の対応)

- 第9条 1 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供にあたり事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、関係事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、居宅介護支援の提供中に発生した事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録を行う。
- 3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(秘密保持等)

- 第10条 1 事業所は、介護支援専門員又はその他の事業所従業者である者が正当な理由がない限り業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、事業所の従業者退職後においても、在職中知り得た利用者又はその家

族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第11条 1 介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
 - 三 感染症に関する研修 年一回以上
 - 四 虐待防止に関する研修 年一回以上
 - 五 認知症ケアに関する研修 年一回以上
- 2 介護支援専門員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

- 第12条 1 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

- 第13条 1 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
 - (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。
- 虐待防止に関する担当者 所長 白石 仁美

附 則

- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年3月1日から施行する。
- この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年2月1日から施行する。
- この規程は、平成20年6月1日から施行する。
- この規程は、平成20年7月1日から施行する。
- この規程は、平成22年11月16日から施行する。
- この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- この規程は、平成24年3月1日から施行する。
- この規程は、平成24年11月1日から施行する。
- この規程は、平成25年6月17日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年5月1日から施行する。
- この規定は、令和4年9月1日から施行する。
- この規程は、令和4年10月1日から施行する。